



市民協働推進補助金

令和6年度 募集!!

市民協働推進補助金とは？

この補助金は、市民協働によるまちづくりを推進することを目的に、非営利で不特定多数の人のためになる自主的な活動、いわゆる「公益的活動」を支援するための補助金です。団体の活動状況に合わせてご応募ください。

2種類のコースと補助率及び補助限度額

◆ スタートコース ◆

団体設立後3年未満で、かつ当該補助金の交付を一度も受けていない補助対象団体等がその活動基盤を整え、充実するために実施する事業。

◆ ステップアップコース ◆

1年以上継続して公益的な活動をしている市民活動団体等が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために実施する事業。

区分	補助年	補助率	補助限度額
スタートコース	—	10分の10以内	100,000円
ステップアップコース	1年目	4分の3以内	150,000円
	2年目	3分の2以内	200,000円
	3年目	3分の2以内	300,000円
	4年目	2分の1以内	300,000円

募集概要

- ◆ 対象団体：市内で主たる公益活動を行う5人以上で構成された団体
- ◆ 審査方法：書類審査・プレゼンテーション審査会（5月下旬に開催予定）
※審査会には必ず出席してください。
- ◆ 募集期間：令和6年4月1日（月）～4月26日（金）17：00【必着】
- ◆ 応募方法：市役所市民協働課へ郵送または直接持参（市役所本庁3階）

※審査方法や報告会開催の有無について変更する場合があります。

※この補助金は、「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金」を活用して実施しています。

応募の対象となる団体等

- (1) 市内で主たる活動を行っている団体又は活動による効果が市内である団体
 - (2) 会員が5名以上で、会員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体
 - (3) 非営利かつ公益的な市民活動を継続的に推進する団体
 - (4) この事業に係る補助金交付決定後1年以上継続して活動する見込みがある団体
- ※ (1)～(4)のすべての要件を満たした団体が対象です。
※ 立ち上げ後、まだ日が浅く、事業実績がない団体も応募可能です。

ただし、次の条件のいずれかに該当する団体は応募の対象になりません。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者（候補者含む。）又は政党を推薦、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団（規則第5条第2項第1号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（規則第5条第2項第2号の暴力団員をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する団体
- (4) 営利を主たる目的とする団体
- (5) ステップアップコースにおいて、補助金の交付を4回受けている団体
- (6) 市の他の補助金等（市の予算を原資とした他の団体からの補助金を含む。）の交付を受けている又は受ける予定がある団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める団体

補助の対象となる事業

- (1) 観光・産業の振興に関する事業
- (2) 健康・福祉の増進、子どもの健全育成推進に関する事業
- (3) 芸術・文化・スポーツや生涯学習の振興に関する事業
- (4) 景観美化、環境保全、地域の安心・安全推進に関する事業
- (5) 協働のまちづくり推進に関する事業
- (6) その他、地域の活性化に資すると認められる事業

上記の事業で、その目的、効果が団体の構成員以外の市民にも利益となる事業であることが条件です。自治会、町内会や校区での活動のように受益対象となる住民を限定して実施される事業は補助対象とはなりません。

このように地域や対象者を限定して行う事業の場合は、その取り組みが先進的であり、今後他地域の参考となるような事業のみが対象となります。

また、クラブ、趣味のサークル活動などは共益活動となり、公益活動ではありませんので、対象にはなりません。また、市の別の補助金等（市の予算を原資とした他の団体からの補助金を含む）を受けている事業も対象にはなりません。対象になると考えられる事業例は募集要項に掲載していますので参照の上、企画提案をお願いします。事業内容等、ご不明な点は市民協働課へご相談ください。

様々な事業が応募可能です。これから始めようとしている団体もぜひご応募ください。



事業報告会

採択団体が実施した補助対象事業の成果を発表するとともに、まちづくり活動を行う市民活動団体の相互交流を図る機会として、一般公開による事業報告会を開催し、1団体7分間程のプレゼンテーションをしていただきます。

※審査員による審査を行い、評価が最も高い団体に賞状が授与されます。

詳細は、募集要項をご覧ください。なお、募集要項、申請書類は、市役所市民協働課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

お問い合わせ先

〒633-8585

桜井市大字栗殿432番地の1

桜井市役所 市民生活部 市民協働課

TEL: 0744 (42) 9111 内線2612

FAX: 0744 (42) 1747